

3. RIA の質の確保のための制度的取り組み

本章では、調査対象国における RIA の質の確保に向けた制度的取り組み、具体的には「事前審査」「メタ評価」「モニタリング・事後評価」の各機能について、それぞれ以下の観点から整理する。

①制度概要と近年の動向

各国の規制の事前評価制度の概要と、2004 年以降の主な見直しの内容について概説

- a) RIA を作成することが要請されている規制の範囲
- b) 事前審査の対象となる規制（及びその RIA）の範囲

②事前審査機能

- a) 事前審査を行う機関が、どのような体制・観点から審査を行っているのか
- b) 事前審査を行う機関が、規制策定過程のどの段階で審査を行っているのか

③メタ評価機能

- a) 米国：OMB が毎年行っている議会報告
- b) 英国：CAO が毎年行っている遵守状況の報告
- c) 英国：NAO が毎年行っている VFM 検査報告
- d) 豪州：PC が毎年行っている年次報告

④モニタリング・事後評価機能

ここでは規制所管官庁が自ら行うべきものと定義し、「英国」「豪州」の RIA ガイドラインにおいて、一定期間経過後のモニタリング・評価の実施、規制内容の見直しに関して、RIA 上で記載することを要請していることに着目、RIA ガイドライン上でのモニタリング・評価に関する要請内容を整理